

令和8年1月20日（火）

学校人事課給与係

担当 上原、黒崎

連絡先 027-226-4600

## 臨時代理の承認について

### （群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則について）

学校人事課

#### 1. 改正の概要

公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正、義務教育費国庫負担金限度額算定方法の変更、教育公務員特例法の改正及び人事委員会勧告に基づく給与改定等のため所要の改正を行うもの。

#### 2. 改正内容

##### （1）群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正

- ① 人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う、令和7年12月期以降の勤勉手当の成績率等の改正
- ② 義務教育費国庫負担金限度額算定方法の変更により、義務教育等教員特別手当の支給額が引き下げられたことに伴う、当該手当月額を定める別表第九及び別表第十の改正
- ③ 教育公務員特例法の改正をうけて、学級を担当する者に対し、その業務の困難性等を考慮して義務教育等教員特別手当への加算額支給を新設
- ④ 義務教育費国庫負担金限度額算定方法の変更により、非常災害時等緊急業務手当（特殊勤務手当）の手当額が引き上げられたことに伴う改正
- ⑤ 学級担任への義務教育等教員特別手当の加算措置を踏まえ、多学年学級担当手当（特殊勤務手当）が廃止されたことに伴う改正

##### （2）平成18年改正規則の一部改正

- ① 経過措置として規定した令和7年12月期以降の勤勉手当の成績率の上限の改正

#### 3. 施行期日

（1）①及び（2） 公布日（令和7年12月22日）（令和7年12月1日適用）

（1）②から⑤ 令和8年1月1日